

News Letter 行政書士かがわ

第 6 号

〒761-0301

高松市林町2217番地15

発行 香川県行政書士会

TEL 087-866-1121

FAX 087-866-1018

総務部

事務所の名称について

平成 16 年 8 月 1 日より改正行政書士法施行規則が施行され、施行日以降入会される会員については事務所の登録が義務づけられることになりました。

従って、先般お願いしました会員名簿の記載事項の中に事務所の名称の記載欄がありますが、現会員（H16.7.31 以前入会の会員）の方が事務所名を登録される場合は変更登録申請及び手数料 4,000 円が必要になることとなります。

日行連登録部へ照会した結果、上記の通り回答がありましたので、ご案内に不備がありましたこととお詫び致しますと共にご了承のほどお願い申し上げます。

事務局員採用のお知らせ

坂口事務局員が 11 月 1 日より平成 18 年 5 月 31 日までの間産前産後及び育児休業されるため、8 月 1 日より高田美由紀様を事務局員として H18.5.31 までの間採用しましたのでお知らせします。

高田事務局員はポリテクセンター香川でパソコ

ン操作、簿記の研修を積み求め職準備をされてい
ました。当面は不慣れのためご迷惑をおかけする
こともあるかと思いますが、ご指導下さいますよ
うお願い申し上げます。

会費納入促進担当者の指名について

本会会則第 6 章業務分掌において、会費の徴収については第 38 条で経理部の分掌事項として定められていますが、今度経理部と総務部が連繫、過年度分と合わせて会費の納入促進を図るため、7 月 6 日開催の理事会において総務部長 久米井好美（東讃支部）を会費納入促進担当として指名しましたのでお知らせします。

会費納入につきましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

通信方法アンケートの回答結果報告について

通信費の節減と事務の省力を図るため、去る 7 月 20 日付け会長発信文書にて全会員にアンケートの回答をお願いしましたところ、9 月 5 日までに集計が完了しましたので、その結果を次表の通りご報告します。

通信方法アンケートの回答結果報告

	小豆	東 讃	高 松	中 讃	西 讃	合 計	構成比 (%)
メール	3	15	53	19	12	102	29.1%
F A X	7	10	38	34	20	109	31.1%
郵 送	4	21	59	40	14	138	39.3%
除外者			2			2	0.6%
合 計	14	46	152	93	46	351	100.0%

1. 17.8.31現在 個人会員数 351名

2. 除外者は行方不明1名、退会届済み未処理者1名、計2名である。

会員の皆様には、ご多忙中の折柄ご協力頂き誠にありがとうございました。これを契機に一層の経費節減と事務効率の向上に努力しますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

企画開発部

企画開発部の活動状況

部長 松本 修

初秋の候、会員の皆様には時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は企画開発部の活動にご協力を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、17年度事業も半期が過ぎようとしています。新しいスタッフは、元気いっぱい活動しております。その活動状況をご報告いたします。

企画開発部の活動報告

H17.7.8 第1回部会を開催

- 議題 ・ I C Tに関する件
- ・ 電子申請に伴う実態調査実施の件
- ・ 企画開発部 研修会実施の件

H17.7.21 香川県庁へ要望書を提出

電子申請に伴う行政書士による代理申請が出来るようなシステムの構築について要望書を提出。

提出先 法務文書課・土木監理課 高度情報政策課

香川大学法学部へ研修会の講師派遣依頼のため訪問

香川大学は行政書士会の研修会に講師を派遣することについて、今後も協力するとの考えを示した。

H17.8.5 香川県警察本部 (県警交通企画課 (担当 波浪))

車庫証明申請の現地調査 (現在、交通安全協会が実施) を民間委託する件について、行政書士もこれに参入する意思を伝えた。この件について、香川県は18年度から実施する計画は無く、他県の状況によって判断する旨の回答があった。

香川大学法学部 研修の講師派遣について、正式に依頼した。

H17.9.9 企画開発部 研修会実施

- ・ 「申請不許可処分に対する行政救済について」
香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究課
助教授 鹿子嶋 仁 先生
- ・ 「行政書士業務の拡大について」
社労士 税理士 行政書士
内海 正清 先生

企画開発部の今後の予定

電子申請に関するアンケート調査を実施いたしますので、調査にご協力くださいます様お願い申し上げます。

以 上

「農道付替」に関する私の体験

企画開発部 大森唯志

今、郵政改革法案が参院で否決されて、何故か衆院解散になり、反対した議員に対立候補として女性刺客が差し向けられた。そうした小泉劇場が天下の耳目を集めています。それにつけても 800 兆円になんなんとする借金地獄は空恐ろしい。

扨、本論に入ります。

R 町 32 号バイパス沿いでコンビニ店舗の農転、開発許可申請の事案を受けました。国道と平行に走る農道の用廃、払下げ申請を、南に同じく併走するように田を代替農道に変更する作業でした。財務局も、各土木事務所も農道の付替にはさまざまにルールを設けているようです。とりあえず電話で一般論として財務局の担当者に確認しました。「用廃農道と、付替提供農道が等積であれば無償交換、面積に差があれば、その差額を授受することでよい。」との返答を得ました。

手続も終わり、R 町から地主さんに連絡があり、「用廃払下げ農道については、評価額を払い込めば地主名義に変更する、付替農道については、寄付採納の手続を至急とって欲しい。」とやってきた模様です。地主さんは、私に、説明と違うからなんとかしろとやってきました。私も弱り果てました。素人考えでも、一方は時価で買え、他方は寄付せよというのは、納得しがたい。

宅地建物取引業の監督官庁、県住宅課に「明日午前 9 時に来庁されたし。」と電話があったのは数日経ってからです。結局「私は R 町の裁量処分に違憲性が認められるので、行政事件訴訟法で争うつもりです。」と担当者、主幹殿に私見を述べ無罪放免となりました。どういう解決にしようか、私

も迷いました。地主の負担分 (約四拾万円) を支弁しても「地先」の土地を私名義には出来ません。意を決して、R 町の総務課長氏、建設課長氏を前に直談判に及びました。

< 今回の農道の裁量処分については 『憲法第 29 条 3 項、私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。』 という条文に反し、違憲性が高く、行政事件訴訟法で、争う用意がある。ついては、不服申立ての前置の原則により、審査請求をいたしたく、『いついつ迄に、どこどこへ不服申立てをなせばよいか、教示制度による教示をお願いしたい。』 と地主殿 2 人と共に願い出ました。少し時間をくれということなので、翌日、地主さん 2 人と今度は、町会議長氏、議会事務局長氏にも陳情しました。行政法のテキストを調べても公用換地の章では、基本的考えは、実定法上換地処分、或は、交換分合であり、従前の土地に対する権利を喪失させ、これに相当する権利を新たに換地上に取得させることを内容とする。基本的に R 町側の論理- 起業側 (地主側) に負担を求めるとい裁量行政に法的根拠はないと思慮します。>

大凡、1 ヶ月後に総務課長補佐という方から、電話があり「寄付採納分と、払下げ分との差額 (坪単価×面積) を払い込んでいただくということによろしいか？」というので、「それなら地主さんも承諾するでしょう。ところでどういところどうきまったのですか？」「T 弁護士に相談したところそう言うことになったそうです。」と返答があった。私はホッとしました。同時期高松でも同じような事案があり、そちらは代替農道を寄付し、払下げ農道は時価を支払ったと聞きました。

業務研修部

副会長 上原茂之

暦の上では秋とはいえ、暑い日が続きますが会員諸先生には、いかがお過ごしでしょうか。

さて、当面の業務研修の予定をお知らせ致します。

- (1) 新会社法が2005年6月29日に成立、施工日は2006年4月1日の予定です。新会社法は会社の現代化であり具体的内容は (a) 1円の資本金で株式会社設立可能 (b) 2006年4月1日から有限会社を設立できない (c) 合同会社という種類の会社ができるが、設立コストが安く、小資本起業にピッタリ。などなど、旧会社法とは大きく様変りをしました。新会社法につき、連合会からDVDが到着しております。授業の方式はDVDをパソコンにとり入れ、プロジェクターでスクリーンに投影させる、いわゆるパワーポイント(幻灯)で行います。どうぞお楽しみに。
- (2) 民法相続編も新会社法と同日スタート。遺言、相続、遺産分割など盛り沢山の内容です。これもDVDですから新会社法と同じく、パワーポイントで行ないます。御期待下さい。
上記(1)と(2)については11月第1土曜日から始まります。休日を利用できるよう日程を設定しておりますので是非とも御出席下さい。連合会から今後DVDが多数送られてきてカリキュラムがふえまして仮に平日に実施しなければならない時でも、夜間にするとか、会員諸先生が出席し易い日程を組みたいと考えております。
- (3) 専門業務研究会は世話人を中心とした自主的、実務的な研究会活動を基本に、専門的な知識の高揚につとめて参ります。これは、

9月から、従来の形式で行われます。引き続き、多数の御出席をお願いします。

以上、(1)(2)(3)の研修につきまして、研修の都度、前もって案内状をお送り致しますので、御確認の上、御出席下さいますよう御願います。
以上

法定業務研修開講のご案内

部長 横田佳樹

残暑の厳しい折ですが、本会会員の皆様におかれましてはお元気で業務に励んでおられることとお慶び申し上げます。

さて、行政書士の資質向上を目的とした研修体制として、日行連の研修センター主導による全国的な展開として、司法研修(e-ラーニング)及び法定業務研修が進められております。

インターネット活用による個人学習の「e-ラーニング」は別として、我が香川会におきましても、全国単位会共通のDVD使用のテキストによる法定業務研修の準備が着々と進められております。

現在の所、開講予定日は本年11月5日(第1土曜日)を予定しており、以後毎月1回(第1土曜日)約5時間を予定しております。

本年度の研修テーマは、遺言・相続・遺産分割会社設立著作権、以上の3テーマと致します。

尚、修了時には効果測定があり、後日、日行連から修了証書が発行されることとなります。

9月中には受講参加申し込みのご案内を致しますが、この法定業務研修は行政書士法第13条の2を根拠とし、努力義務として会員に課せられたものであります。

数年後のADR機関参入を可とする為にも、所

属会員の資質を担保すべき本研修講座に対して、大勢のご参加を願っております。

最後に、本会独自の研修機関であります各専門業務研究会の活動につきましては、9月には複数の研修会が決定しており、10月以降も順次計画が予定されております。

各研修会所属の会員には既にご案内を差し上げておりますが、詳しくは本会ホームページをご覧ください。なっていたらと思います。

業務研修部及び各専門研究会に対し、今後ともご支援ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

広 報 部

行政書士制度強調月間が始まります

「行政書士制度強調月間」が今年も10月1日から31日までの1ヶ月間、広く全国一斉に開催されます。

「行政書士制度強調月間」の目的は、広報・監察活動に積極的に取り組み、行政手続の円滑な実施に寄与し、あわせて国民の利便に資する行政書士の社会性を強調して国民の理解と信頼を得ることを通し、行政書士制度の普及浸透を図ることと、行政書士法の適正な法運用により非行政書士行為を排し、業務の拡大と会員の意識高揚を図ることにあります。

当会におきましては、行政書士制度強調月間を迎えるにあたって、監察部・広報部・支部長合同会議を9月6日に開催し、9月29日(木曜日)の四国新聞に例年どおり、行政書士の業務内容と各支部で行う無料相談会および、行政書士電話相談の開設案内を行い、あわせて会員有志による名刺広告を実施いたします。

各支部で行う無料相談会は、10月1日(土曜日)に県下5会場で開催し、行政書士電話相談は10月3日(月曜日)に本会事務局にて行います。

無料相談実施計画

区 分	日 時	場 所
本 会	10月3日(月) 午前10時～午後3時	【行政書士電話相談】 行政書士会事務局
小 豆	10月1日(土) 午前10時～午後3時	池田町農村環境改善センター (四土会) 小豆郡池田町大字池田 2124
東 讃	10月1日(土) 午前10時～午後3時	寒川町農村環境改善センター (三土会) さぬき市寒川町石田東甲 931 (さぬき市寒川町役場となり)
高 松	10月1日(土) 午前10時～午後3時	財団法人香川県産業交流センター (四土会) 高松市林町 2217-1 (サンメッセ香川)
中 讃	10月1日(土) 午前10時～午後3時	フジグラン丸亀店 (単独) 丸亀市川西町南 1280-1
西 讃	10月1日(土) 午前10時～午後3時	観音寺市民会館 1階第4会議室 (三土会) 観音寺市坂本町 1-1-1

監 察 部

会員からの連絡にもとずいて、いくつかの事業所に注意をうながした。そこで感じたことが二つある。

ひとつは、行政書士の仕事内容がじゅうぶん知られてないため、その仕事をどこへ頼めばいいのかが一般の人が知らないこと。行政の窓口で法律相談を持ちかける住民の姿を見ることが多々ある。そして仕事を頼むにしても、電話帳を繰っても行政書士の事務所の件数が、司法書士のそれより少ないのはどうしたことが。監察部は何をしている仕事を取ってこい、広報部はもっと力をいれろと言う前にせめてタウンページに事務所の電話番号ぐらいいは載せるようにはできないものだろうか。何名かの会員は他地域のタウンページにも広告をのせている。うどん店、ラーメン店でも電話番号ぐらいいは載せてます。なぜなら彼らは本気だから。必要、最低限のこともせずに仕事はないと思うのは間違いだろうか？

もうひとつは、行政書士が軽く見られてること、これは他士業の方からも。いとも簡単に行政書士業務を行って、しかも罪の意識がない、私が宅建主任者の資格を持っていても、開業の手続きもせず仲介料を取って仕事をすれば問題になるだろう。資格を持っていても問題になることが、まして無資格者がおこなうことが許されるはずがない。ご自分の資格の範囲内で仕事を行うのは当然としても、その流れで行政書士の仕事をするのは謹んでほしい。そんなに行政書士の仕事が簡単と思うなら、試験も簡単なのだから、試験を受けて、合格して、登録してから仕事をしてくださいよと思うのは？

高松支部便り

1. 親善ソフトボール大会参加者の募集

来る 10 月 22 日 (土) 午前 9 時より例年のとおり司法書士会、土地家屋調査士会、税理士会、行政書士会の四士が集まって親善ソフトボール大会を開催します。場所は未定です。例年参加者が不足気味で苦労していますので、是非ともご参加くださいますようよろしくお願いいたします。

連絡先 高松支部長 石川秀幸

TEL087-882-1722 FAX087-882-1724

2. 高松市役所における無料行政書士法律相談員の募集

高松支部では、毎月第 1・第 3 金曜日に高松市役所市民相談コーナー (1F) に於いて無料相談を受け持っています。相談内容は、相続関係が多く、土地問題や近隣とのトラブルなど多様な相談を受けています。2 人 1 組で対応していますが、相談員がもっと必要です。ご協力していただける会員は、下記まで連絡してください。

連絡先 高松支部長 石川秀幸

TEL087-882-1722 FAX087-882-1724

3. 高松支部旅行同好会

日帰り「山陰かにツアー旅行」の案内

高松支部旅行同好会では、11 月 12 日 (土)、日帰り「山陰かにツアー旅行」を計画しています。ご希望の方は、今から予定して頂き、早めに下記までお申し込みしてください。尚、切は 10 月 20 日 (木) とします。予算は 15,000 円位です。

連絡先 高松支部長 石川秀幸

TEL087-882-1722 FAX087-882-1724



中讃支部便り

中讃支部長 横田佳樹

まだまだ暑い日が続きますが、支部会員の皆様にはお元気でお過ごしのことと思います。

この度の会報発行に当たり、何点か支部会員の皆様にご連絡及びご報告を申し上げたいと思います。

1．支部親睦旅行の実施について

恒例行事の支部親睦旅行につきまして、今年 10 月 29 日 (土) に実施することが決定しましたので、お知らせ致します。

行き先につきましては、今の所複数のプランがあり、近く開かれる理事会において決定する予定です。

9 月下旬には皆様にご案内を差し上げることが出来ると思いますので、ぜひとも多くの方々にご参加していただき、意義のある親睦旅行にしたいと願っております。

2．新会員の入会報告について

下記の方々が、新しく支部会員として登録されましたので、ご報告致します。

久住 恭平 氏 (52 才)

事務所 仲多度郡多度津町栄町二丁目 5・26

TEL (0877) 32-4940

和田 高明 氏 (27 才)

事務所 仲多度郡多度津町家中 8・1

TEL (0877) 32-4271

3．会費の納入状況について

支部及び本会の会費納入について、納入期日後の現在、未だ未納の方が若干名おられます。

事業運営にも影響致しますので、速やかにお支払いただきますよう、お願い申し上げます。